

# 大分県報

令和三年  
第一九三号  
三月二十六日

（金曜日）

## 目次

生活保護法等による施術者（開設者である施術者）の指定	一
生活保護法等による施術者（開設者でない施術者）の指定	一
農業振興地域の指定区域の変更（二件）	二
道路の供用開始	二
都市計画区域以外の臨港地区の決定	二
佐賀関港臨港地区の分区の指定	二
急傾斜地崩壊危険区域の指定	三
佐賀関都市計画区域の廃止	三
佐賀関準都市計画区域の指定	五
大分都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更	五
別府国際観光温泉文化都市建設計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更	五
中津都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更	五
日田都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更	六
佐伯都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更	六
臼杵都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更	六
津久見都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更	六
竹田都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更	七
豊後高田都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更	七
杵築都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更	七
宇佐都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更	七
三重都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更	八
挾間都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更	八
湯布院都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更	八

令和三年三月二十六日

大分県報（告示）

一

## ○告 示

- 大分県告示第二百三十三号  
生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、次のとおり医療扶助のための施術を担当させる施術者（開設者である施術者）を指定した。  
令和三年三月二十六日  
大分県知事 広 瀬 勝 貞
- 大分県告示第二百三十四号  
生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、次のとおり医療扶助のための施術を担当させる施術者（開設者でない施術者）を指定した。  
令和三年三月二十六日  
大分県知事 広 瀬 勝 貞
- 警察本部訓令  
大分県警察少年補導職員の手帳に関する規程の制定

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	指定年月日
園田 邦明	まごころ鍼灸整骨院	豊後高田市新地一九三四番地一	令三・三・一

### 大分県告示第二百三十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、次のとおり医療扶助のための施術を担当させる施術者（開設者でない施術者）を指定した。

令和三年三月二十六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

<p>施術者の氏名 小山田 笑</p>	<p>施術者の住所 別府市石垣西七一一四一平成ビル四〇一</p>	<p>指定年月日 令三・二・二二</p>	<p>道路の種類及び路線名 一般国道二二二号</p> <p>供用開始区間 日田市大山町西大山字岩ノ下四二三二番八地先から日田市大山町西大山字イカダバ六〇五九番一四まで</p> <p>供用開始年月日 令三・三・二八</p>								
<p><b>大分県告示第二百五号</b> 農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第七条第一項の規定により、大分市に係る農業振興地域の指定区域を次のとおり変更する。 令和三年三月二十六日 大分県知事 広 瀬 勝 貞</p> <p>大分農業振興地域の区域 次の図のとおり （「次の図」は、省略し、その図面を大分県農林水産部農地活用・集落営農課に備え置いて縦覧に供する。）</p>			<p><b>大分県告示第二百八号</b> 港湾法（昭和二十五年法律第二百八号）第三十八条第一項の規定により、都市計画区域以外の地域の臨港地区を次のように定める。 令和三年三月二十六日 大分県知事 広 瀬 勝 貞</p> <table border="1" data-bbox="683 1117 852 2116"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>位 置</th> <th>面 積</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>佐賀関港臨港地区</td> <td>大分市大字佐賀関字太田、字臼手、字金山、字山田、字上浦町、字須賀、字日向泊及び字広浦の各字の一部</td> <td>約一八・二ヘクタール</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>（区域は、別図のとおり） 二 縦覧場所 大分市大手町三丁目一番一号 大分県土木建築部港湾課 大分市向原西一丁目三番三十三号 大分土木事務所大分港振興室 （「別図」は、省略し、縦覧場所に図書を備え置いて縦覧に供する。）</p>	名 称	位 置	面 積	摘 要	佐賀関港臨港地区	大分市大字佐賀関字太田、字臼手、字金山、字山田、字上浦町、字須賀、字日向泊及び字広浦の各字の一部	約一八・二ヘクタール	
名 称	位 置	面 積	摘 要								
佐賀関港臨港地区	大分市大字佐賀関字太田、字臼手、字金山、字山田、字上浦町、字須賀、字日向泊及び字広浦の各字の一部	約一八・二ヘクタール									
<p><b>大分県告示第二百六号</b> 農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第七条第一項の規定により、中津市に係る農業振興地域の指定区域を次のとおり変更する。 令和三年三月二十六日 大分県知事 広 瀬 勝 貞</p> <p>中津農業振興地域の区域 次の図のとおり （「次の図」は、省略し、その図面を大分県農林水産部農地活用・集落営農課に備え置いて縦覧に供する。）</p>			<p><b>大分県告示第二百九号</b> 港湾法（昭和二十五年法律第二百八号）第三十九条第一項の規定により、佐賀関港臨港地区内に次のように分区を指定する。 令和三年三月二十六日 大分県知事 広 瀬 勝 貞</p> <p>一 商港区（別紙二図面黄色の部分） 大分市大字佐賀関字太田の一部</p>								
<p><b>大分県告示第二百七号</b> 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。 その関係図面は、令和三年三月二十六日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。 令和三年三月二十六日 大分県知事 広 瀬 勝 貞</p>											

<p>二 工業港区（別紙二図面紺色の部分）</p> <p>大分市大字佐賀関字上浦町の一部、字須賀の一部、字日向泊の一部、字広浦の一部</p> <p>三 漁港区（別紙二図面赤色の部分）</p> <p>大分市大字佐賀関字太田の一部、字白手の一部、字金山の一部、字山田の一部</p> <p>四 保安港区（別紙二図面緑色の部分）</p> <p>大分市大字佐賀関字太田の一部</p> <p>（別紙二図面は、大分土木事務所大分港振興室及び大分県土木建築部港湾課に備え置いて、一般の縦覧に供する。）</p> <p>大分県告示第二百十号</p> <p>急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として、次のとおり指定する。</p> <p>令和三年三月二十六日</p> <p>大分県知事 広瀬勝貞</p>	<p>指定区域の名</p> <p>町 徳浦本</p> <p>市町村 津久見市</p> <p>大字 徳浦</p> <p>字 平ノ前田ノ内</p> <p>所在地</p> <p>地番</p> <p>一〇七六番一の一部（標柱九号、一号及び二号を順次結んだ線の西側の部分）及び一〇七九番一〇八〇番、一一〇九番二の一部（標柱七号と八号を結んだ線の北側の部分）、一一〇九番三の一部（標柱七号と八号を結んだ線の北側の部分）、一一〇九番五、一一一〇番、一一一六番から一一一九番まで、一一二〇番一から一一二〇番四まで、一一二〇番六、一一二六番二、一一二七番一から一一二七番三まで、一一三九番から一一四一番まで、一一四八番の一部（標柱四号と五号を結んだ線の西側の部分）、一一五〇番の一部（標柱四号と五号を結んだ線の西側の部分）、一一五一番の一部（標柱四号と五号を結んだ線の西側の部分）、一一五二番、一一五三番、一一五四番一の一部（標柱四号と五号を結んだ線の西側の部分）、一一五四番二の一部（標柱四号と五号を結んだ線の西側の部分）、一一五五番一、一一五五番二の一部（標柱三号と四号を結んだ</p>	
<p>線の南側の部分）、一一五六番一の一部（標柱三号と四号を結んだ線の南側の部分）、一一五六番二の一部（標柱三号と四号を結んだ線の南側の部分）、一一五七番の一部（標柱三号と四号を結んだ線の南側の部分）、一一五八番一、一一五八番二の一部（標柱三号と四号を結んだ線の南側の部分）、一一五八番三の一部（標柱三号と四号を結んだ線の南側の部分）、一一五九番、一一六〇番、一一六一番一、一一六一番二、一一六一番三から一一六四番まで、一一六五番一、一一六五番二、一一六六番一、一一六六番二、一一六七番一、一一六七番二、一一六八番一から一一六八番三まで、一一六九番一から一一六九番三まで、一一七〇番一、一一七〇番二、一一七〇番三、一一七〇番四、一一七〇番五、一一七〇番六、一一七〇番七、一一七〇番八、一一七二番一、一一七二番二、一一七二番三、一一七三番一、一一七三番二、一一七四番から一一八一番まで、一一八二番一、一一八二番二、一一八三番、一一八四番二の一部（標柱三号と四号を結んだ線の南側の部分）、一一八五番一、一一八五番二の一部（標柱三号と四号を結んだ線の南側の部分）、一一八六番の一部（標柱三号と四号を結んだ線の南側の部分）、一一八七番の一部（標柱三号と四号を結んだ線の南側の部分）、一一八七番二及び一一八九番三の一部（標柱三号と四号を結んだ線の南側の部分）</p> <p>大久保</p> <p>一一九〇番の一部（標柱三号と四号を結んだ線の南側の部分）、一一九三番の一部（標柱三号と四号を結んだ線の南側の部分）、一一九四番の一部（標柱二号から四号までを順次結んだ線の東側の部分）、一一九五番から一二〇二番まで、一二〇三番一の一部（標柱二号と三号を結んだ線の南側の部分）及び一二〇三番二の一部（標柱二号と三号を結んだ線の南側の部分）</p> <p>平ノ上</p> <p>一二一四番の一部（標柱二号と三号を結んだ線の南側の部分）、一二一五番の一部（標柱二号と三号を結んだ線の南側の部分）、一二一六番、一二一七番の一部（標柱一号から三号までを順次結んだ線の東側の部分）及び一二一九番の一部（標柱一号と二号を結んだ線の東側の部分）</p> <p>一〇七六番二の一部（標柱九号、一号及び二号を順</p>		

令和三年三月二十六日

大分県報（告示）

<p>大園 D</p>	<p>大分市</p> <p>河原内</p> <p>上平</p> <p>町</p> <p>次結んだ線の西側の部分)、一〇七六番三の一部(標柱九号、一号及び二号を順次結んだ線の西側の部分)、一〇七八番の一部(標柱九号と一号を結んだ線の西側の部分)、一〇八一番、一〇八二番の一部(標柱八号と九号を結んだ線の西側の部分)、一〇八三番の一部(標柱八号と九号を結んだ線の西側の部分)、一〇八八番三の一部(標柱八号と九号を結んだ線の北側の部分)、一一〇四番一から一一〇四番四まで、一一〇四番五の一部(標柱六号と七号を結んだ線の西側の部分)、一一〇四番六の一部(標柱六号と七号を結んだ線の西側の部分)、一一〇四番七号と八号を結んだ線の北側の部分)、一一〇九番四の一部(標柱七号と八号を結んだ線の北側の部分)、一一一一番の一部(標柱八号と九号を結んだ線の北側の部分)、一一一二番、一一二二番、一一二五番一、一一二五番二、一一二六番、一一二八番、一一三〇番二の一部(標柱六号と七号を結んだ線の西側の部分)、一一三三番の一部(標柱六号と七号を結んだ線の西側の部分)、一一三四番、一一三五番一の一部(標柱六号と七号を結んだ線の西側の部分)、一一三五番三の一部(標柱六号と七号を結んだ線の西側の部分)、一一三五番五の一部(標柱五号から七号までを順次結んだ線の北側の部分)、一一三八番の一部(標柱五号と六号を結んだ線の北側の部分)、一一七一番六の一部(標柱六号と七号を結んだ線の西側の部分)及び一一七一番八の一部(標柱六号と七号を結んだ線の西側の部分)</p>
<p>三八二八番一の一部(標柱三号、四号、一号及び二号を順次結んだ線の北側の部分)、三八二八番二の一部(標柱一号と二号を結んだ線の東側の部分及び標柱三号と四号を結んだ線の西側の部分)、三八二八番四の一部(標柱一号と二号を結んだ線の東側の部分)、三八二八番五の一部(標柱一号と二号を結んだ線の東側の部分)、三八二九番一の一部(標柱一号から四号までを順次結んだ線の南側の部分)、三八三〇番の一部(標柱二号から四号までを順次結</p>	<p>二〇六四番の一部(標柱一号と二号を結んだ線の西側の部分)、二〇六六番の一部(標柱一号と二号を結んだ線の西側の部分)、二〇六七番の一部(標柱一号と二号を結んだ線の西側の部分)及び二〇七五番の一部(標柱一号と二号を結んだ線の西側の部分)</p> <p>二二〇〇番及び二二二五番の一部(標柱六号と一号を結んだ線の南側の部分)、二二〇一番の一部(標柱六号と一号を結んだ線の南側の部分)、二二〇二番の一部(標柱六号と二号を結んだ線の南側の部分)、二二〇三番の一部(標柱六号と一号を結んだ線の南側の部分)、二二〇四番、二二〇五番二の一部(標柱五号と六号を結んだ線の南側の部分)、二二二一番、二二二二番、二二二三番三、二二二四番、二二二六番一の一部(標柱一号と二号を結んだ線の西側の部分)、二二二六番二、二二二八番から二二三一番まで、二二三二番一、二二三二番二、二二四四番一の一部(標柱三号と四号を結んだ線の東側の部分)、二二四五番の一部(標柱三号と四号を結んだ線の東側の部分)、二二四六番一の一部(標柱三号と四号を結んだ線の東側の部分)、二二四六番二の一部(標柱三号と四号を結んだ線の東側の部分)、二二四七番から二二五〇番まで、二二五一番一の一部(標柱一号と二号を結んだ線の西側の部分)、二二五一番二、二二五二番の一部(標柱二号と三号を結んだ線の北側の部分)、二二五三番から二二五八番まで、二二五九番の一部(標柱三号と四号を結んだ線の東側の部分)、二二六〇番一の一部(標柱二号と三号を結んだ線の北側の部分)、二二六一番の一部(標柱二号と三号を結んだ線の北側の部分)、二二六二番の一部(標柱二号と三号を結んだ線の北側の部分)並びに二二六三番の一部(標柱</p>
<p>二 号 廻 栖</p>	<p>大分市</p>
<p>廻 栖 野</p>	<p>安友谷</p>
<p>岡 鶴</p>	<p>辻</p>
<p>三 八 二 九 番 二 の 一 部 ( 標 柱 一 号 と 二 号 を 結 ん だ 線 の 東 側 の 部 分)</p>	<p>二 〇 六 四 番 の 一 部 ( 標 柱 一 号 と 二 号 を 結 ん だ 線 の 西 側 の 部 分)、 二 〇 六 六 番 の 一 部 ( 標 柱 一 号 と 二 号 を 結 ん だ 線 の 西 側 の 部 分)、 二 〇 六 七 番 の 一 部 ( 標 柱 一 号 と 二 号 を 結 ん だ 線 の 西 側 の 部 分) 及び 二 〇 七 五 番 の 一 部 ( 標 柱 一 号 と 二 号 を 結 ん だ 線 の 西 側 の 部 分)</p> <p>二 二 〇 〇 番 及 び 二 二 二 五 番 の 一 部 ( 標 柱 六 号 と 一 号 を 結 ん だ 線 の 南 側 の 部 分)、 二 二 〇 一 番 の 一 部 ( 標 柱 六 号 と 一 号 を 結 ん だ 線 の 南 側 の 部 分)、 二 二 〇 二 番 の 一 部 ( 標 柱 六 号 と 二 号 を 結 ん だ 線 の 南 側 の 部 分)、 二 二 〇 三 番 の 一 部 ( 標 柱 六 号 と 一 号 を 結 ん だ 線 の 南 側 の 部 分)、 二 二 〇 四 番、 二 二 〇 五 番 二 の 一 部 ( 標 柱 五 号 と 六 号 を 結 ん だ 線 の 南 側 の 部 分)、 二 二 一 番、 二 二 二 番、 二 二 二 三 番 三、 二 二 二 四 番、 二 二 二 六 番 一 の 一 部 ( 標 柱 一 号 と 二 号 を 結 ん だ 線 の 西 側 の 部 分)、 二 二 二 六 番 二、 二 二 二 八 番 から 二 二 三 一 番 まで、 二 二 三 二 番 一、 二 二 三 二 番 二、 二 二 四 四 番 一 の 一 部 ( 標 柱 三 号 と 四 号 を 結 ん だ 線 の 東 側 の 部 分)、 二 二 四 五 番 の 一 部 ( 標 柱 三 号 と 四 号 を 結 ん だ 線 の 東 側 の 部 分)、 二 二 四 六 番 一 の 一 部 ( 標 柱 三 号 と 四 号 を 結 ん だ 線 の 東 側 の 部 分)、 二 二 四 六 番 二 の 一 部 ( 標 柱 三 号 と 四 号 を 結 ん だ 線 の 東 側 の 部 分)、 二 二 四 七 番 から 二 二 五 〇 番 まで、 二 二 五 一 番 一 の 一 部 ( 標 柱 一 号 と 二 号 を 結 ん だ 線 の 西 側 の 部 分)、 二 二 五 一 番 二、 二 二 五 二 番 の 一 部 ( 標 柱 二 号 と 三 号 を 結 ん だ 線 の 北 側 の 部 分)、 二 二 五 三 番 から 二 二 五 八 番 まで、 二 二 五 九 番 の 一 部 ( 標 柱 三 号 と 四 号 を 結 ん だ 線 の 東 側 の 部 分)、 二 二 六 〇 番 一 の 一 部 ( 標 柱 二 号 と 三 号 を 結 ん だ 線 の 北 側 の 部 分)、 二 二 六 一 番 の 一 部 ( 標 柱 二 号 と 三 号 を 結 ん だ 線 の 北 側 の 部 分)、 二 二 六 二 番 の 一 部 ( 標 柱 二 号 と 三 号 を 結 ん だ 線 の 北 側 の 部 分) 並びに 二 二 六 三 番 の 一 部 ( 標 柱</p>

<p>これらの土地に伴う国有地等無番地の全部</p>	<p>大分都市計画区域 (区域は、別図のとおり)</p> <p>三 縦覧場所 大分市大手町三丁目一番一号 大分県土木建築部都市・まちづくり推進課 大分市荷揚町二番三十一号 大分市都市計画部都市計画課 (「別図」は、省略し、変更に係る図書の縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)</p>
<p>山際谷 二二六四番一の一部(標柱二号と三号を結んだ線の北側の部分)</p>	<p>大分都市計画区域 (区域は、別図のとおり)</p> <p>一 都市計画の種類 別府国際観光温泉文化都市建設計画区域の整備、開発及び保全の方針(別府国際観光温泉文化都市建設計画区域マスタープラン)</p>
<p>大分県告示第二百一十一号 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五条第六項において準用する同条第一項の規定により、佐賀関都市計画区域を廃止する。 令和三年三月二十六日 大分県知事 広 瀬 勝 貞</p>	<p>大分県告示第二百一十四号 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、次のとおり別府国際観光温泉文化都市建設計画区域の整備、開発及び保全の方針(別府国際観光温泉文化都市建設計画区域マスタープラン)を変更した。 令和三年三月二十六日 大分県知事 広 瀬 勝 貞</p>
<p>大分県告示第二百一十二号 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五条の二第一項の規定により、次のとおり準都市計画区域を指定する。 令和三年三月二十六日 大分県知事 広 瀬 勝 貞</p>	<p>二 都市計画の種類 別府国際観光温泉文化都市建設計画区域 別府国際観光温泉文化都市建設計画区域 (区域は、別図のとおり)</p>
<p>一 準都市計画区域の名称 佐賀関準都市計画区域 二 準都市計画区域に含まれる土地の区域 大分市大字佐賀関及び大字白木の各一部 (大分県土木建築部都市・まちづくり推進課に備え置く準都市計画区域図のとおり)</p>	<p>三 縦覧場所 大分市大手町三丁目一番一号 大分県土木建築部都市・まちづくり推進課 別府市上野口町一番十五号 別府市建設部都市政策課 (「別図」は、省略し、変更に係る図書の縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)</p>
<p>大分県告示第二百一十三号 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、次のとおり大分都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(大分都市計画区域マスタープラン)を変更した。 令和三年三月二十六日 大分県知事 広 瀬 勝 貞</p>	<p>大分県告示第二百一十五号 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、次のとおり中津都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(中津都市計画区域マスタープラン)を変更した。 令和三年三月二十六日 大分県知事 広 瀬 勝 貞</p>
<p>一 都市計画の種類 大分都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(大分都市計画区域マスタープラン)</p> <p>二 都市計画の変更に係る土地の区域</p>	<p>一 都市計画の種類 中津都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(中津都市計画区域マスタープラン)</p>

二 都市計画の変更に係る土地の区域  
中津都市計画区域

(区域は、別図のとおり)

三 縦覧場所

大分市大手町三丁目一番一号 大分県土木建築部都市・まちづくり推進課  
中津市豊田町十四番地三 中津市企画観光部総合政策課まちづくり推進室  
(「別図」は、省略し、変更に係る図書の縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)

大分県告示第二百十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条  
第一項の規定により、次のとおり日田都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(日田都市  
計画区域マスタープラン)を変更した。

令和三年三月二十六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 都市計画の種類

日田都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(日田都市計画区域マスタープラン)

二 都市計画の変更に係る土地の区域

日田都市計画区域

(区域は、別図のとおり)

三 縦覧場所

大分市大手町三丁目一番一号 大分県土木建築部都市・まちづくり推進課  
日田市田島二丁目六番一号 日田市土木建築部都市整備課  
(「別図」は、省略し、変更に係る図書の縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)

大分県告示第二百十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条  
第一項の規定により、次のとおり佐伯都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(佐伯都市  
計画区域マスタープラン)を変更した。

令和三年三月二十六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 都市計画の種類

佐伯都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(佐伯都市計画区域マスタープラン)

二 都市計画の変更に係る土地の区域  
佐伯都市計画区域

(区域は、別図のとおり)

三 縦覧場所

大分市大手町三丁目一番一号 大分県土木建築部都市・まちづくり推進課  
佐伯市中村南町一番一号 佐伯市建設部都市計画課  
(「別図」は、省略し、変更に係る図書の縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)

大分県告示第二百十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条  
第一項の規定により、次のとおり白杵都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(白杵都市  
計画区域マスタープラン)を変更した。

令和三年三月二十六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 都市計画の種類

白杵都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(白杵都市計画区域マスタープラン)

二 都市計画の変更に係る土地の区域

白杵都市計画区域

(区域は、別図のとおり)

三 縦覧場所

大分市大手町三丁目一番一号 大分県土木建築部都市・まちづくり推進課  
白杵市大字白杵七十二番一 白杵市都市デザイン課  
(「別図」は、省略し、変更に係る図書の縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)

大分県告示第二百十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条  
第一項の規定により、次のとおり津久見都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(津久見  
都市計画区域マスタープラン)を変更した。

令和三年三月二十六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 都市計画の種類

津久見都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(津久見都市計画区域マスタープラン)

ン)

二 都市計画の変更に係る土地の区域

津久見都市計画区域

(区域は、別図のとおり)

三 縦覧場所

大分市大手町三丁目一番一号 大分県土木建築部都市・まちづくり推進課

津久見市宮本町二十番十五号 津久見市まちづくり課

(「別図」は、省略し、変更に係る図書の縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)

大分県告示第二百二十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条

第一項の規定により、次のとおり竹田都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(竹田都市計画区域マスタープラン)を変更した。

令和三年三月二十六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 都市計画の種類

竹田都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(竹田都市計画区域マスタープラン)

二 都市計画の変更に係る土地の区域

竹田都市計画区域

(区域は、別図のとおり)

三 縦覧場所

大分市大手町三丁目一番一号 大分県土木建築部都市・まちづくり推進課

竹田市大字会々千六百五十番地 竹田市建設課

(「別図」は、省略し、変更に係る図書の縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)

大分県告示第二百二十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条

第一項の規定により、次のとおり豊後高田都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(豊後高田都市計画区域マスタープラン)を変更した。

令和三年三月二十六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 都市計画の種類

豊後高田都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(豊後高田都市計画区域マスタープラン)

二 都市計画の変更に係る土地の区域

豊後高田都市計画区域

(区域は、別図のとおり)

三 縦覧場所

大分市大手町三丁目一番一号 大分県土木建築部都市・まちづくり推進課

豊後高田市是永町三十九番地三 豊後高田市建設課

(「別図」は、省略し、変更に係る図書の縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)

大分県告示第二百二十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条

第一項の規定により、次のとおり杵築都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(杵築都市計画区域マスタープラン)を変更した。

令和三年三月二十六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 都市計画の種類

杵築都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(杵築都市計画区域マスタープラン)

二 都市計画の変更に係る土地の区域

杵築都市計画区域

(区域は、別図のとおり)

三 縦覧場所

大分市大手町三丁目一番一号 大分県土木建築部都市・まちづくり推進課

杵築市大字杵築三百七十七番地一 杵築市企画財政課

(「別図」は、省略し、変更に係る図書の縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)

大分県告示第二百二十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条

第一項の規定により、次のとおり宇佐都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(宇佐都市計画区域マスタープラン)を変更した。

令和三年三月二十六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 都市計画の種類

一 都市計画の種類

宇佐都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(宇佐都市計画区域マスタープラン)

二 都市計画の変更に係る土地の区域

宇佐都市計画区域

(区域は、別図のとおり)

三 縦覧場所

大分市大手町三丁目一番一号 大分県土木建築部都市・まちづくり推進課

宇佐市大字上田千三十番地の一 宇佐市建設水道部都市計画課

(「別図」は、省略し、変更に係る図書の縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)

大分県告示第二百二十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条

第一項の規定により、次のとおり三重都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(三重都市

計画区域マスタープラン)を変更した。

令和三年三月二十六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 都市計画の種類

三重都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(三重都市計画区域マスタープラン)

二 都市計画の変更に係る土地の区域

三重都市計画区域

(区域は、別図のとおり)

三 縦覧場所

大分市大手町三丁目一番一号 大分県土木建築部都市・まちづくり推進課

豊後大野市三重町市場千二百番地 豊後大野市建設課

(「別図」は、省略し、変更に係る図書の縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)

大分県告示第二百二十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条

第一項の規定により、次のとおり挾間都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(挾間都市

計画区域マスタープラン)を変更した。

令和三年三月二十六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 都市計画の種類

挾間都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(挾間都市計画区域マスタープラン)

二 都市計画の変更に係る土地の区域

挾間都市計画区域

(区域は、別図のとおり)

三 縦覧場所

大分市大手町三丁目一番一号 大分県土木建築部都市・まちづくり推進課

由布市庄内町柿原三百二番地 由布市都市景観推進課

(「別図」は、省略し、変更に係る図書の縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)

大分県告示第二百二十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条

第一項の規定により、次のとおり湯布院都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(湯布院

都市計画区域マスタープラン)を変更した。

令和三年三月二十六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 都市計画の種類

湯布院都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(湯布院都市計画区域マスタープラン)

二 都市計画の変更に係る土地の区域

湯布院都市計画区域

(区域は、別図のとおり)

三 縦覧場所

大分市大手町三丁目一番一号 大分県土木建築部都市・まちづくり推進課

由布市庄内町柿原三百二番地 由布市都市景観推進課

(「別図」は、省略し、変更に係る図書の縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)

大分県告示第二百二十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条

第一項の規定により、次のとおり国東都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(国東都市

計画区域マスタープラン)を変更した。

令和三年三月二十六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞



<p>一 都市計画の種類 国東都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（国東都市計画区域マスタープラン）</p> <p>二 都市計画の変更に係る土地の区域 国東都市計画区域 （区域は、別図のとおり）</p> <p>三 縦覧場所 大分市大手町三丁目一番一号 大分県土木建築部都市・まちづくり推進課 国東市国東町鶴川百四十九番地 国東市まちづくり推進課 （「別図」は、省略し、変更に係る図書の縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。）</p> <p>大分県告示第二百二十八号 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条 第一項の規定により、次のとおり日出都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（日出都市 計画区域マスタープラン）を変更した。 令和三年三月二十六日 大分県知事 広 瀬 勝 貞</p> <p>一 都市計画の種類 日出都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（日出都市計画区域マスタープラン）</p> <p>二 都市計画の変更に係る土地の区域 日出都市計画区域 （区域は、別図のとおり）</p> <p>三 縦覧場所 大分市大手町三丁目一番一号 大分県土木建築部都市・まちづくり推進課 速見郡日出町二千九百七十四番地一 日出町都市建設課 （「別図」は、省略し、変更に係る図書の縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。）</p> <p>大分県告示第二百二十九号 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条 第一項の規定により、次のとおり玖珠都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（玖珠都市 計画区域マスタープラン）を変更した。 令和三年三月二十六日</p>	<p>大分県知事 広 瀬 勝 貞</p>
--	----------------------

<p>一 都市計画の種類 玖珠都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（玖珠都市計画区域マスタープラン）</p> <p>二 都市計画の変更に係る土地の区域 玖珠都市計画区域 （区域は、別図のとおり）</p> <p>三 縦覧場所 大分市大手町三丁目一番一号 大分県土木建築部都市・まちづくり推進課 玖珠郡玖珠町大字帆足二百六十八番地の五 玖珠町企画商工観光課 （「別図」は、省略し、変更に係る図書の縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。）</p> <p>大分県告示第二百三十号 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条 第一項の規定により、次のとおり大分都市計画市街化区域及び市街化調整区域を変更した。 令和三年三月二十六日 大分県知事 広 瀬 勝 貞</p> <p>一 都市計画の種類 大分都市計画市街化区域及び市街化調整区域</p> <p>二 都市計画の変更に係る土地の区域</p>	<p>大分県知事 広 瀬 勝 貞</p>
---	----------------------

都市計画区域名		市町村名	変更区分	市街化区域面積	市街化調整区域面積
大分都市計画区域		大分市	変更前	一一、二九四 ヘクタール	二四、八一 ヘクタール
大分都市計画区域		大分市	変更後	一一、二八八 ヘクタール	二四、八一七 ヘクタール

（区域は、別図のとおり）

三 縦覧場所  
大分市大手町三丁目一番一号 大分県土木建築部都市・まちづくり推進課  
大分市荷揚町二番三十一号 大分市都市計画部都市計画課  
（「別図」は、省略し、変更に係る図書の縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。）

大分県告示第二百三十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、次のとおり別府国際観光温泉文化都市建設計画市街化区域及び市街化調整区域を変更した。

令和三年三月二十六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 都市計画の種類

別府国際観光温泉文化都市建設計画市街化区域及び市街化調整区域

二 都市計画の変更に係る土地の区域

都市計画区域名	市町村名	変更区分	市街化区域面積	市街化調整区域面積
別府国際観光温泉文化都市建設計画区域	別府市	変更前	二、八一七 ヘクタール	五、七六九 ヘクタール
		変更後	二、八一八 ヘクタール	五、七六九 ヘクタール

（区域は、別図のとおり）

三 縦覧場所

大分市大手町三丁目一番一号 大分県土木建築部都市・まちづくり推進課

別府市上野口町一番十五号 別府市建設部都市政策課

（「別図」は、省略し、変更に係る図書の縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。）

大分県告示第二百三十二号

放置車両の確認事務委託入札参加資格審査規程（平成十七年大分県告示第九百八十号）の一部を次のように改正する。

令和三年三月二十六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

第三条第二項中「競争入札参加資格申請書」を「競争入札参加資格審査申請書」に改める。

第一号様式中「代表者名」を「代表者名」に改める。

第三号様式中「㊸」を削る。

第四号様式中「㊸」を削り、「大分県における入札の参加、見積り、契約の締結、代金の

請求及び受領等その他一切の商取引」を「契約の締結等」に改める。

第五号様式中「氏名」を「氏名」に改める。

第六号様式中「代表者名」を「代表者名」に改める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

○警察本部訓令

大分県警察本部訓令第8号

警察本部 署

大分県警察少年補導職員の手帳に関する規程を次のように定める。

令和3年3月26日

大分県警察本部長 竹 迫 宜 哉

（趣旨）

第1条 この規程は、少年補導職員（大分県警察の組織に関する規則（平成6年大分県公安委員会規則第1号）第60条の2に定める少年補導職員をいう。以下同じ。）に貸与する少年補導職員手帳（以下「手帳」という。）の制式、取扱い等に関し必要な事項を定めるものとする。

（制式）

第2条 手帳の制式は、別図のとおりとする。

（貸与事務）

第3条 手帳の貸与に関する事務は、警務部施設整備課長（以下「施設整備課長」という。）が行う。

2 施設整備課長は、手帳の貸与及び返納の状況を明らかにしておくものとする。

（携帯及び提示）

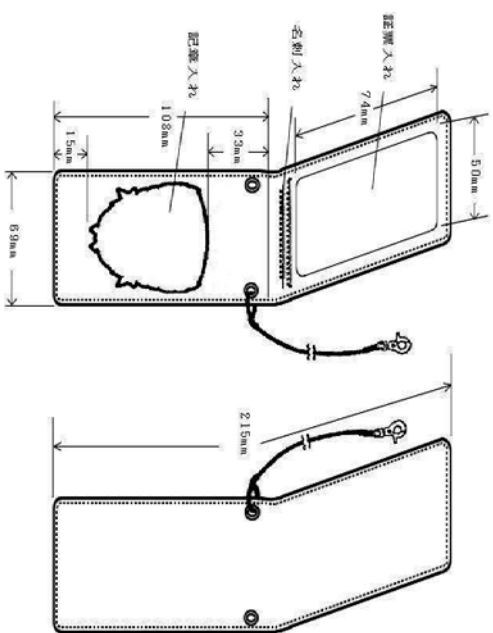
第4条 少年補導職員は、職務を執行するに当たっては、常に手帳を携帯しなければならない。ただし、生活安全部人身安全・少年課長（以下「人身安全・少年課長」という。）が職務の性質上携帯しないことを適当と認める場合は、この限りでない。

2 少年補導職員は、職務の執行に当たり、その身分を示す必要があるときは、手帳を提示しなければならない。

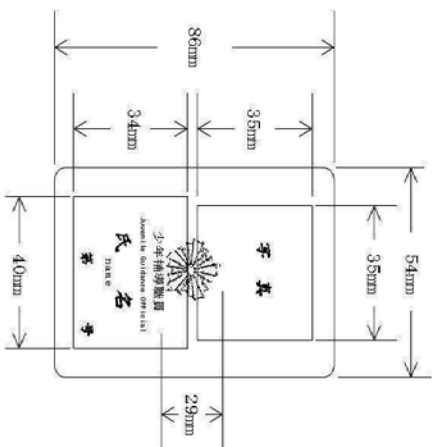
<p>(遵守事項)</p> <p><b>第5条</b> 少年補導職員は、手帳の取扱いに当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 他人に貸与し、又は譲渡しないこと。</li> <li>(2) 亡失、盗難、損傷等（以下「亡失等」という。）の防止に細心の注意を払うこと。</li> <li>(3) 携帯しないときは、施設設備のある場所に保管すること。</li> <li>(4) 職務以外で手帳を携帯し、又は使用しないこと。</li> </ol> <p>(保管依頼)</p> <p><b>第6条</b> 少年補導職員は、次の各号のいずれかに該当する場合は、所属長に対して、手帳の保管を依頼しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 手帳の携帯を必要としない長期研修等に参加する場合</li> <li>(2) 休職等により長期間勤務しない場合</li> <li>(3) その他所属長が所属における保管が適当と認める場合</li> </ol> <p>2 所属長は、前項の規定により保管の依頼を受けた手帳については、施設設備のある保管庫等に保管し、亡失等の防止に努めなければならない。</p> <p>(保管状況の確認)</p> <p><b>第7条</b> 所属長は、毎月1回以上、手帳の保管状況を確認しなければならない。</p> <p>(再交付)</p> <p><b>第8条</b> 少年補導職員は、手帳の記載事項に変更が生じ、又は手帳を亡失等したときは、施設装備課長に対し、手帳の再交付を申請しなければならない。</p> <p>(返納)</p> <p><b>第9条</b> 少年補導職員は、退職等によりその身分を喪失したときは、速やかに施設装備課長に手帳を返納しなければならない。</p> <p>(報告)</p> <p><b>第10条</b> 少年補導職員は、手帳を亡失し、又は盗み取られたときは、直ちにその状況を所属長に報告しなければならない。</p> <p>2 所属長は、前項の規定による報告を受けた場合は、その事実を調査するとともに、人身安全・少年課長を経由して警察本部長に報告しなければならない。</p> <p>(委任)</p> <p><b>第11条</b> この規程に定めるもののほか、手帳の取扱いに関し必要な事項は、人身安全・少年課長が定める。</p> <p><b>附 則</b></p>	<p>(施行期日)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 この訓令は、令和3年4月1日から施行する。</li> <li>(少年補導職員の制服及び少年補導職員手帳に関する規程の廃止)</li> <li>2 少年補導職員の制服及び少年補導職員手帳に関する規程（平成12年訓令乙（少年）第4号）は、廃止する。</li> </ol>
---	--

別図

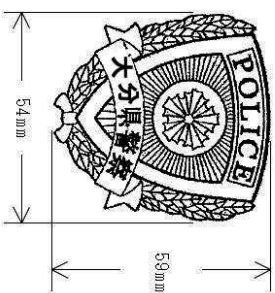
1 本体



2 記票



3 記章



備考 1 本体は、チャコレート色革製二つ折とし、黒色のひもを付ける。

2 証票入れは、無色透明のプラスチック製とし、証票に表示された事項を外部から確認できるものとする。

3 証票は、プラスチック製とし、写真（脱帽上半身のもの）を印刷し、又は貼り付け、ホログラムにより日章を表示する。

4 記章は、金属製とし、光線部分を銀色、「大分県警察」及び「POLICE」の文字を黒色、その他の部分を金色で表示する。